

総所得金額

純損失、雑損失の繰越控除後の次の所得の合計額

- 事業所得(営業等、農業)(損益通算後)
- 不動産所得(損益通算後)
- 利子所得(損益通算後)
- 配当所得(損益通算後)
- 給与所得(損益通算後)
- 雑所得(損益通算後)
- 一時所得の合計額(損益通算後) × 1/2
- 総合課税の短期譲渡所得(損益通算後)
- 総合課税の長期譲渡所得(損益通算後) × 1/2

※繰越控除とは

- ◆純損失や雑損失の繰越控除
- ◆特定居住用財産及び居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- ◆特定中小会社が発行した株式及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- ◆先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

合計所得金額

住民税の非課税判定、扶養判定、配偶特別控除の所得要件、寡婦(寡夫)の所得要件、勤労学生の所得判定

純損失、雑損失の繰越控除前の次の所得の合計額

- 総所得金額
- 分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額(特別控除適用前)
- 分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額
- 分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額
- 分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額
- **退職所得(2分の1後) ※国保税の算定対象外**
- 山林所得(特別控除後)

総所得金額等 住民税所得割の非課税判定

- 合計所得金額から、純損失、雑損失の繰越控除をしたもの

